

研究倫理に係る違反行為等への対応に関する規程

(目的)

第1条

- 1 この規程は、本学教職員等の、法令及び本学の倫理規程、内規、その他本学の制定した規則等に反する行為又は本学の名誉と信用を著しく失墜させる行為（以下「違反行為等」という。）が生じた場合における本学の措置に関する必要な事項を定める。
- 2 本学教職員等とは、大阪千代田短期大学研究倫理規程3条に定める「研究者」とする。
- 3 研究活動における不正行為に関する違反行為等については、この規程の定めのほか、文部科学大臣が決定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に定める手順に従って対応するものとする。

(所管)

第2条

- 1 この規程に定める倫理規程等に対する違反行為に係る調査、審理、決定等は、大阪千代田短期大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）が行う。
- 2 研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(窓口)

第3条

違反行為等に係る申立て及び情報提供（以下「申立て等」という。）に対応する窓口は事務担当部局とする。

(申立て等)

第4条

- 1 本学教職員等「研究者」の違反行為等が存在するとの疑いがあると思料する者は、何人も事務担当部局に申立て等を行うことができる。
- 2 申立てをする者（以下「申立人」という。）は、所定の申立書により行うものとする。ただし、申立人は、その後の調査手続等において氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 情報提供をする者（以下「情報提供者」という。）は、提供の方法、手段を問わず、匿名で行うことができる。以下、申立人と顕名の情報提供者を「申立人等」という。

(事務担当責任者の指導及び助言)

第5条

- 1 事務担当責任者は、情報提供のあった違反行為等について、関係部課に対して当該事案の是正及び改善を指導及び助言することができる。
- 2 前項の指導及び助言については、研究倫理委員会に報告するものとする。
- 3 事務担当責任者は、情報提供者から当該事案に対する指導及び助言について説明を求められた場合は、これに応えなければならない。

(調査)

第6条

研究倫理委員会の行う調査は、予備調査及び本調査とする。

(調査開始の決定)

第7条

- 1 研究倫理委員会は、申立て等のあった日から30日以内に、予備調査を開始するか否かを決定しなければならない。
- 2 研究倫理委員会委員長は、前項の決定について、申立人等に通知するものとする。

(予備調査)

第8条

研究倫理委員会は、次の各号の場合は、予備調査を行わなければならない。

- (1) 第4条による申立てがなされた場合
- (2) 最高管理責任者又は統括管理責任者が、申立て等の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき違反行為等の疑いがあると判断し、予備調査の開始を命じた場合

(予備調査委員会)

第9条

- 1 研究倫理委員会は、予備調査を実施するため、研究倫理委員会の下に予備調査委員会を置く。
- 2 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、調査の公平性を欠くおそれのある者はこの限りではない。
 - (1) 研究倫理委員会の委員から研究倫理委員会委員長が指名する者1名
 - (2) 申立て等に係る調査の対象者（以下「調査対象者」という。）の所属長（職員が調査対象者の場合は統括管理責任者とする）
 - (3) 事務担当責任者
 - (4) 研究倫理委員会委員長が委嘱する者若干名
- 3 予備調査委員会委員長は、前項第1号の委員とする。

(予備調査の実施)

第10条

- 1 予備調査委員会は、申立人等からの事情聴取又は申立て等に係る書面（情報提供の内容を記録した書面を含む）に基づき、違反行為等の存在の有無の可能性について調査する。
- 2 予備調査委員会は、必要があるときは、調査対象者から事情聴取をすることができる。
- 3 予備調査の期間は、30日以内とする。

(予備調査結果に基づく決定)

第11条

- 1 研究倫理委員会は、予備調査の結果に基づき、違反行為等の可能性の有無及び本調査を開始するか否かを決定するものとする。
- 2 研究倫理委員会委員長は、前項の決定について申立人等に通知するものとする。ただし、予備調査が第8条第2号による場合は、最高管理責任者又は統括管理責任者に報告する。

(予備調査に替わる調査)

第12条

大学、科、局、所、センター等における調査（本学が設置する委員会における調査も含む。）に基づき、違反行為等の存在の可能性が高いと判断される場合は、当該調査を予備調査と看

做し、最高管理責任者は、直ちに本調査の開始を研究倫理委員会委員長に命ずることができる。

(本調査)

第 13 条

研究倫理委員会は、本調査の開始を決定した場合又は前条に規程する最高管理責任者の命令があった場合は、30 日以内に本調査を実施しなければならない。

(専門調査委員会)

第 14 条

- 1 研究倫理委員会は、本調査に際して専門調査委員会を置く。
- 2 専門調査委員会は、研究倫理委員会委員長が委嘱する者で構成する。
- 3 専門調査委員会の構成員の半数以上は、学外の有識者等に委嘱する。
- 4 専門調査委員は、調査対象となる事案に関して直接の利害関係を有しないものとする。
- 5 その他、専門調査委員会に関する事項は、研究倫理委員会で定める。

(本調査の実施)

第 15 条

- 1 研究倫理委員会又は専門調査委員会は、申立人等及び調査対象者からの事情聴取並びに申立て等に係る書面にに基づき、違反行為等の有無及びその程度について調査する。
- 2 研究倫理委員会及び専門調査委員会は、必要あるときは次の事項を行うことができる。
 - (1) 情報提供者及び関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 調査対象となる研究費の使用停止命令
 - (4) その他、違反行為等の認定等に特に必要と認められる事項
- 3 本調査の実施期間は、150 日以内とする。

(調査対象者の弁明機会)

第 16 条

研究倫理委員会は、違反行為等の認定にあたっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(本調査結果に基づく決定)

第 17 条

- 1 研究倫理委員会は、本調査結果に基づき、違反行為等の認定及び懲戒事由該当の有無について決定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 研究倫理委員会委員は、前項の決定について、申立人等及び調査対象者に対して文書でもって通知しなければならない。

(他の機関等による調査)

第 18 条

研究倫理委員会は、本学以外の機関、組織等における信頼すべき調査により、明らかに違反行為等の存在が認められる場合は、当該調査を本調査とみなすことができる。

(異議申立て)

第 19 条

- 1 申立人等は、第 11 条における本調査不開始の決定について、研究倫理委員会委員長に対して異議申立てをすることができる。
- 2 調査対象者、申立人等は、第 17 条の決定について、最高管理責任者に対して異議申立てをすることができる。
- 3 前 2 項の異議申立ては、異議申立書によって行わなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の異議申立ては、第 11 条第 2 項又は第 17 条第 2 項の通知を受け取ってから、14 日以内に行わなければならない。
- 5 第 2 項の異議申立てがあった場合には、関係監督庁に報告する。
- 6 その他、異議申立てに必要な事項は、研究倫理委員会で定める。

(異議申立ての妥当性の審査)

第 20 条

- 1 研究倫理委員会委員長は、前条第 1 項に基づく第 3 項の異議申立書を受理したときは、異議申立ての妥当性を審査するために、再度研究倫理委員会で本調査を開始するか否かを審議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前条第 2 項に基づく第 3 項の異議申立書を受理したときは、異議申立ての妥当性を審査するために、異議申立審査委員会を設置し、速やかに審査しなければならない。
- 3 異議申立審査委員会は、最高管理責任者が委嘱する委員 3 名で構成する。
- 4 研究倫理委員会委員及び専門調査委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。
- 5 第 3 項の委員は、本学教職員以外の者に委嘱することができる。
- 6 異議申立審査委員会は、異議申立書及び研究倫理委員会の決定並びに関係資料に基づき、再審査の必要性の有無について決定し、最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、前項の決定について、申立人等・調査対象者及び関係監督庁に対して文書でもって通知しなければならない。
- 8 異議申立審査委員会は、必要ある場合は、関係者から事情聴取をすることができる。

(再審査)

第 21 条

- 1 最高管理責任者は、異議申立審査委員会が再審査の開始を決定したときは、研究倫理委員会委員長に再審査を命ずる。
- 2 再審査の実施については、本調査実施の手続を準用する。
- 3 申立人等及び調査対象者は、再審査による研究倫理委員会の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(大学の措置)

第 22 条

最高管理責任者は、第 19 条第 2 項に規程する異議申立てがなされなかったとき若しくは前条第 1 項に規程する再審査の開始が決定されなかったとき又は前条第 3 項に規程する再審査による決定がなされたときは、研究倫理委員会の決定に基づき必要な措置を講じるものとする。

(公表)

第 23 条

- 1 最高管理責任者は、違反行為等の存在が認定された場合は、大学の措置及び調査結果を公表するものとする。また、関係監督庁へ報告するものとする。ただし、懲戒委員会へ付議されている事案については、理事長と協議の上行うものとする。
- 2 公表する項目は次の通りとする。
 - (1) 研究者の氏名
 - (2) 研究内容
 - (3) 不正等の事項
 - (4) 研究費等配分機関
 - (5) 調査内容
 - (6) 調査結果
 - (7) その他 最高管理責任者が公表することが適当と判断した事項

(教授会での調査)

第 24 条

- 1 調査の事案が、「研究成果発表における不正な行為」に係る場合又は教授会での調査及び審理が適切と認められる事情のある場合は、予備調査及び本調査を、教授会において行うことができる。
- 2 前項の調査を行う場合、研究倫理委員会の承認を得なければならない。
- 3 教授会は、第 1 項の調査を行うため、この規程に準じた調査手続の規程を定めるものとする。

(名誉回復)

第 25 条

- 1 第 23 条に定める大学の措置が実施された後、この措置が不適切であると認められる旨が裁判で確定したときは、この措置は撤回されるものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の措置の撤回に伴い、調査対象者に対して名誉回復に必要な措置をとらなければならない。

(調査への協力)

第 26 条

違反行為等の調査事案に関係する者は、この規程に基づく予備調査、本調査及び再審査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第 27 条

本学の関係者は、申立人等及び調査に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(不正目的の申立て等)

第 28 条

- 1 研究倫理委員会委員長は、違反行為等の申立て等に関し、不正な目的をもって虚偽の申立

て等を為した（以下「不正目的の申立て等」という。）者について、研究倫理委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

- 2 研究倫理委員会委員長は、予備調査、本調査及び再調査において、違反行為等の存在が認定されなかったことをもって、直ちに不正目的の申し立て等とみなしてはならない。

（秘密保持）

第 29 条

この規程に定める申立て、情報提供、調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）

第 30 条

この規程に関する事務は、事務担当部局が行う。ただし、必要あるときは、関係部課の協力を得ることができる。

（最高管理責任者の違反行為に関して）

第 31 条

違反行為等が存在するとの疑いがあると思料される者が最高管理責任者であった場合、最高管理責任者に代わり統括管理責任者がその任に当たる。

（改廃）

第 32 条

この規程の改廃は、研究倫理委員会及び教授会の審議を経て、最高管理責任者が行う。

附則

- 1 この規程は、2016 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公的研究費の運営・管理に関する違反行為等についても、当規程に定める手順に従って対応するものとする。

改訂

2016 年 6 月 1 日 改訂

2016 年 9 月 29 日 改訂